

一般社団法人ダンサーズ・キャリア・サポート定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ダンサーズ・キャリア・サポートと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ダンサーにキャリア開発のための情報、機会及び支援を提供し、日本におけるダンサーの社会的地位の向上とダンス界の発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会、イベント等の企画、制作及び開催
- (2) ダンサーに対する情報提供及び啓発事業
- (3) 調査研究及び資料の制作並びに教育プログラムの開発及び提供
- (4) 講師及び専門家の派遣
- (5) 国内外の団体との連携及び旅行を含む国際交流事業
- (6) 就業活動、職業訓練等の支援及び奨学金の提供
- (7) 就職の斡旋、就職先の紹介等の支援事業
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人が行うサービスの提供・利用を主とする個人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書に

より申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに当法人の会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(開催)

第 14 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度の終了後 2 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、会日より 1 週間前までに正会員に対して発する。
- 3 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする社員総会を遅滞なく招集しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議によるものとし、この決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権)

第 17 条 各正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議決権の代理行使)

第 19 条 正会員は、他の正会員 1 名を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を社員総会ごとに提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が、正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事1名以上5名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第23条 理事は、社員総会の決議により、正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事のうちいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族（法人税法施行令第3条第4項に規定する、財務省令で定める特殊の関係のある者を含む。）である理事の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、社員総会における承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、一般法人法第113条の規定により、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(報酬等)

第29条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の不配当)

第32条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 解散及び清算

(解散の事由)

第33条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (3) 正会員が欠けたこと
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体若しくは公益社団法人、公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第36条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	長坂雄三郎	山城陽子	瀧川仁健
設立時代表理事	長坂雄三郎		

(設立時社員の氏名及び住所)

第37条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所（非公開・定款原本には記載）	
設立時社員	長坂雄三郎
住所（非公開・定款原本には記載）	
設立時社員	山城陽子
住所（非公開・定款原本には記載）	
設立時社員	瀧川仁健

(細則)

第38条 この定款の細則は、社員総会の議決を得て別に定める。

(法令の準拠)

第39条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ダンス・キャリア・サポート設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士小林裕樹は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和4年3月19日

設立時社員	長	坂	雄三郎
設立時社員	山	城	陽子
設立時社員	瀧	川	仁健

附則

令和4年4月5日	定款認証
令和4年4月5日	設立
令和5年10月10日	第2条（主たる事務所）を変更